

三田市公園管理報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三田市（以下「市」という。）が管理する公園及び緑地を市と協働して軽易作業、除草作業、低木剪定作業及びトイレ清掃作業（以下「維持管理作業」という。）を行う地域団体に対し、報奨金を交付することにより、良好な都市環境と健全なまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公園等」とは、三田市都市公園条例（平成2年三田市条例第8号）第2条第1号に規定する都市公園及び市が都市公園に準じて管理を行う公園をいう。

- 2 この要綱において「軽易作業」とは、日常かつ定例的な清掃、部分除草、軽微な樹木の管理及び施設の異常通報等をいう。
- 3 この要綱において「除草作業」とは、機械等を用いて行う全面除草をいう。
- 4 この要綱において「低木剪定作業」とは、植木の枝を切ることで形を整えたり、風通しを良くしたりする作業のことをいう。
- 5 この要綱において「トイレ清掃作業」とは、トイレ内の清掃及び備品の補充や施設の異常通報等の作業をいう。
- 6 この要綱において「地域団体」とは、まちづくり協議会、自治会、婦人会、子供会、老人会、スポーツクラブ等の三田市内に居住する住民が自主的に組織する地域団体で、「公園の環境保全に関する協定書」を市と締結した団体をいう。
- 7 この要綱において「除外区域」とは、ため池、自然林及び斜面地等により維持管理作業が実施困難な区域として、前項の協定書で定める区域をいう。
- 8 この要綱において「管理区域」とは、除外区域のうち軽易作業のみが可能な区域として、第6項の協定書で定める区域をいう。

(報奨金の額)

第3条 報奨金は、予算の範囲内において、軽易作業及び除草作業については公園面積の区分に応じて別表1に、低木剪定作業については剪定面積の区分に応じて別表2に、トイレ清掃作業については別表3にそれぞれ定める額とする。ただし、除外区域を定める場合における報奨金は、公園面積から当該区域を除いた面積の区分に応じ別表に定める額とする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、管理区域を定める場合における報奨金（軽易作業に限る。）は、当該区域を含めた公園面積の区分に応じ別表に定める額とする。

3 年度途中において、維持管理作業を新たに開始若しくは中止したとき又は公園面積を変更したときの報奨金の額は、次のとおりとする。

(1) 軽易作業及びトイレ清掃作業 第5条の活動実績報告書に基づき、別表に定める額を月割（当該事実発生月を含む。）で算出した額（1,000円未満の端数切捨て）

(2) 除草作業及び低木剪定作業 第5条の活動実績報告書に基づき、市長が認める額

（活動計画書）

第4条 維持管理作業を行う地域団体は、当該作業を実施する前に活動計画書を市長に提出しなければならない。

（活動実績報告書）

第5条 前条の活動計画書に基づく維持管理作業を行った地域団体は、各年度、次の表に掲げる期限までに活動実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該期限が休日である場合は、その翌日とする。

作業期間	報告期限
4月1日から9月30日（前期）	10月10日
10月1日から翌年3月31日（後期）	4月1日

（報奨金の交付）

第6条 市長は、前条の活動実績報告書の提出があったときは、当該作業の実施状況の確認を行い、適当と認めた場合は報奨金を交付する。

2 市長は、年度ごとの報奨金を2回に分けて交付することができる。

（協定事項の遵守）

第7条 維持管理作業を行う地域団体は、三田市との間で締結する協定書の内容を遵守して維持管理作業をしなければならない。

（指導又は助言）

第8条 市長は、維持管理作業について、当該作業を行う地域団体に対して必要な助言・指導等を行うことができる。

(報奨金の不交付又は返還)

第9条 市長は、報奨金の交付を受けた地域団体が次のいずれかに該当するときは、報奨金交付の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した報奨金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により交付を受けたとき。
- (3) 協定書の内容に反したとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

2 市は、地域団体が維持管理作業を行うことにより、市が管理する公園及び緑地の利用者又は第三者に損害を与えた場合、いかなる事由においても責任を負わないものとする。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	公園面積	報奨金 (年額)	
		軽易作業	除草作業
1	1, 500 m ² 未満	10, 000 円	30, 000 円
2	1, 500 m ² 以上 3, 000 m ² 未満	20, 000 円	75, 000 円
3	3, 000 m ² 以上 5, 000 m ² 未満	30, 000 円	125, 000 円
4	5, 000 m ² 以上 8, 000 m ² 未満	40, 000 円	198, 000 円
5	8, 000 m ² 以上	50, 000 円	315, 000 円

別表 2 (第 3 条関係)

区分	剪定面積	報奨金
1	250 m ² 未満	23, 000 円
2	250 m ² 以上 500 m ² 未満	50, 000 円
3	500 m ² 以上 750 m ² 未満	88, 000 円
4	750 m ² 以上	138, 000 円

別表 3 (第 3 条関係)

トイレを有する公園	報奨金
トイレ清掃作業	30, 000 円